

裁判所めぐり

秋

田

地方

家庭

裁判所

■ 秋田名物・・・■

♪ 秋田名物 八森はたはた (※1)
おが 男鹿で男鹿ぶりこ (※2) のしろしゅんけい 能代春慶 (※3)
ひやま 桜山納豆 おおだて 大館曲げわっぱ (※4)

♪ 秋田の名所 海では男鹿島 山で
は鳥海山 田沢の緑に十和田の紅葉 絵
かきも筆投げた・・・♪

これは、民謡「秋田音頭」の一節です。
歌詞にはいろいろなバージョンがありますが、それぞれ秋田の名物、景勝を巧みに歌い上げています。

- ※1 うろこのない魚。焼いてもいいが、これを塩漬
け発酵させた魚醬「しょつつる」を使った「しょつ
つつる鍋」は代表的な郷土料理である。
- ※2 「はたはた」の卵
- ※3 ヒバ材に漆を何度も丹念に塗り込んで仕上げる
工芸品
- ※4 薄くした秋田杉を曲げ、桜の皮で縫い止め、漆
を施した工芸品

■ 秋田・東西南北 ■

秋田県は、東北地方西北部に位置し、東側は奥羽山脈を境に岩手県と接しています。奥羽山脈は国内最長の山脈で、八幡平、秋田駒ヶ岳、栗駒山などの諸火山が連なり、その山ふところの至る所に高山植物が咲き乱れるお花畑や高層湿原が広がっています。また、十和田湖や田沢湖という美しい景観や高い透明度を誇るカルデラ湖が点在するほか、各地には大小の温泉がわき出しており、秘湯ブームの中で特に女性たちの人気を集めています。



【白神山地】



【鳥海山】

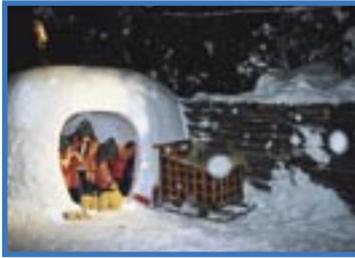
西側は、中央部で男鹿半島が日本海に突き出ているほかは、南北に延びる長い夕日の美しい海岸線。北側は、日本最大のぶなの原生林で、貴重な動植物が観察される世界遺産、白神山地で青森県と接し、南側は山形県（及び宮城県）と出羽山地で接し、その日本海側には「出羽富士」あるいは「秋田富士」とも呼ばれる秀麗な鳥海山（標高2,237メートル）がひとときわ高くそびえています。

その秋田県の中央部沿岸沿いに県庁所在地である秋田市が位置し、市街地の中心部には旧佐竹藩の居城であった久保田城跡があり、今では緑豊かな千秋公園として、市民のいこいの場となっています。

■ 四季折々の祭り ■

たくさんの提灯を下げ、しなる巨大な竿燈が200本以上集結して妙技を競う「秋田竿燈まつり」。かがり火の中を「泣ぐ子はいねが一」と練り歩く「なまはげ」、火のつ

【田沢湖と辰子像】



【上 竿燈まつり】
【下 横手・かまくら】

【上 火振りかまくら】
【下 なまはげ】

いた俵を振り回す「火振りかまくら」。また、大仙市（旧「大曲市」）の全国花火競技大会では、全国の花火師が新作を持ち寄ってしのぎをけずり、約1万5000発の花火が大空を彩ります。ほかにも、「能代七夕（ねぶ流し）」、「六郷竹うち」など、秋田の祭りは、熱い「炎」の祭りです。

他方で、雪で室を作り、燈明をともして水神を祭る横手地方の小正月行事「かまくら」や美人画が灯ろうに照らされる湯沢市の「七夕絵どうろうまつり」、妖艶な雰囲気漂う「西馬音内盆踊り」など、穏やかで趣のある祭りも数多くあります。

■ 春夏秋冬・季節を楽しむ ■

長く厳しい冬が終われば、花の季節です。桜、カタクリ、ミズバショウ、ツツジ、ショウブ、紅葉……。春から秋まで、県内各地に花の名所があります。

森林浴あり、神秘的な湖あり、ダイナミックな日本海あり、滝あり、溪谷あり、温泉あり……。秋田は大自然の中で季節を実感できます。

■ 美酒王国・秋田 ■

秋田県は、古来より日本酒の生産量・消費量が多く、特に一人当たりの清酒の消費量は日本一となっています。良質な秋田米とおいしい水に恵まれた四季折々の美しい

自然の中で「秋田の酒」は生まれ、作られています。山紫水明の秋田は、「米の秋田は酒の国」とも言われています。

■ 秋田県の裁判所 ■

秋田市に仙台高等裁判所秋田支部、秋田地方・家庭裁判所本庁及び秋田簡易裁判所があるほか、能代市、由利本荘市、大館市、横手市及び大仙市にそれぞれ支部と簡易裁判所が、男鹿市、鹿角市、湯沢市及び仙北市（角館）にそれぞれ簡易裁判所があります（鹿角市及び仙北市には家裁出張所もあります。）。



■ 広報活動 ■

当庁では、国民の皆さんに裁判員制度への御理解と御協力をいただくため、様々な広報活動に取り組んでいます。例えば、憲法週間には、一般応募の方々に裁判員役をしていただき、裁判官と評議をし、判決宣告までの手続を体験してもらうという「裁判員制度体験ツアー」を開きました。更に、広報用映画「裁判員」の上映会及び制度説明会を本庁及び管内5支部で開催しました。これらの参加者からは「緊張したが、裁判官が分かりやすく説明してくれたので、勉強になった。」、「ほかの友人も誘いたいので、このような説明会をいろんな場所でやってほしい。」などの感想が述べられ、制度についての理解を深めていただきました。

また、秋田県の協力を得て、県内の全中学・高校に、広報用ビデオやブックレットを配布したり、社会科の先生を対象に説明会を実施した結果、中学生、高校生からの法廷見学、傍聴、模擬裁判の申込みは、昨年の約2倍になっています。見学をした生徒さんからは、「模擬裁判を経験してみて、裁判に対する関心が前より高まった。」「裁判員制度には疑問を抱いていたが、日常生活の経験を基に意見を述べればよいと分かり、納得した。」などの感想が述べられ、好評を得ています。



【模擬裁判の様子】

月中旬に秋田市を中心とした企業の従業員の方々の御協力をいただき、模擬選任手続からそれに引き続く模擬裁判を実施することを計画しています。これにより、勤労者の方々が裁判員裁判に参加するには、実際にどのような問題や負担があるのかを肌で感じ、その解決策を検討していきたいと考えています。

また、参加者の方と裁判所の間で、疑問点や問題点一つ一つについて双方向の意見交換を行うことができるミニフォーラムを10月以降県内各地で開催する予定です。このような活動を通じ、県民の方々に今まで以上に、裁判員制度についての御理解と御協力をいただければと思っています。

当庁では、裁判員制度の導入準備のためだけではなく、国民の皆さんに、今まで以上に裁判所を身近に感じていただけるよう、積極的に広報活動を行っていききたいと考えています。



【秋田地方・家庭裁判所庁舎】



【大館支部における説明会】



【社会科の先生対象の説明会】

その他、8月の竿燈まつりの時期に街頭で「どれ やってみるべ 裁判員」と秋田弁で呼びかけた独自の「うちわ」を配布するなどの活動も行っております。

当庁では、裁判所見学や出張講演を随時受け付けておりますので、御利用ください。

■ 裁判員制度に向けた取組 ■

裁判員制度の導入まで、1年半ほどになりました。当庁では、国民の皆さんの負担がなるべく少なくなるような手続とするには、どのような課題があるのかを現実の社会生活をベースにして検討する必要があると考えております。その一環として、11